

社会資本総合整備計画（地域住宅計画）の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画（地域住宅計画）	
①計画の名称	愛知県地域住宅整備計画（地域住宅計画）
②都道府県名	愛知県
③計画作成主体	愛知県、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、あま市、美浜町、武豊町、吉良町、設楽町
④計画期間	平成20年度～22年度
⑤計画の目標	<p>①『安心して住み続けることができる』 地震や水害などの災害に強いまちにするとともに、犯罪を誘発しにくいまちづくりをめざす。また、公的住宅ストックの有効活用などにより、重層的なセーフティネットを構築し、住宅困窮者の居住の安定確保を図る。</p> <p>②『いきいきとした住生活が実現できる』 高齢者、障害者などがいきいきとした住生活ができるよう、居住環境を整備するとともに、多様化する家族形態や様々な居住ニーズに対応した住宅の供給や支援を促進する。また、適切な情報提供や相談体制の充実などにより、住まい手が安心して住宅の選択ができる環境整備を図る。</p> <p>③『環境と共生しながら長く使い続ける住まい・まちづくり』 質の良い住宅が供給されるとともに、適切な維持管理やリフォームにより、住宅を長く使い続ける。また、地球規模の環境問題や地域での循環型社会づくりに寄与する環境と共生した住まい・まちづくりを推進する。</p> <p>④『地域特性を活かし、多様な主体が参画する住まい・まちづくり』 中心市街地、郊外の大規模住宅団地、中山間地域など、それぞれの地域特性に応じた再生・活性化を図るとともに、美しい街並み景観の形成など、地域の特性を活かした住まい・まちづくりをそれぞれの地域で推進する。また、良好な住環境の維持や安心して住み続けられる地域づくりに向けて、様々な人々が参加する活発なまちづくり活動を促進する。</p> <p>上記4点を「基本目標」とした公的賃貸住宅ストックの再生・整備と適正な管理を行う。</p>
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	愛知県において評価を行い、計画策定主体である29市町に意見を照会した上で確定（平成23年4月）
⑦事後評価の結果	<p>指標1：「耐震性を有する住宅の割合」 定義：新耐震基準（1981年〔昭和56年〕基準）と同程度以上の耐震性を有する住宅ストックの比率 評価方法：住宅土地統計調査等の資料を用いた調査 結果：従前値：78.0%（15年度）⇒目標値：85.0%（22年度） ⇒実績値：82%（20年度） 結果の分析：耐震性を有する住宅の割合については、住宅・土地統計調査等の資料から推計している。本計画に基づき、耐震改修及び除却、建替への取組を進めたことにより、22年度にはおおそ目標値に到達する見込みである。</p> <p>指標2：「最低居住面積水準未滿世帯率」 定義：最低居住面積水準未滿世帯の割合 評価方法：住宅土地統計調査等の資料を用いた調査 結果：従前値：4.3%（15年度）⇒目標値：3.0%（22年度） ⇒実績値：4.3%（20年度） 結果の分析：最低居住水準未滿世帯の割合についても、住宅・土地統計調査等の資料から算出している。本計画においては、民間賃貸住宅の最低居住面積水準未滿世帯の解消に直接つながる有効な取組がなく、22年度において目標の達成は困難な状況となった。</p>

	<p>指標 3 : 「老朽化公営住宅等の割合」 定 義 : 愛知県内の公営住宅等の管理戸数に対する耐用年限超過住宅戸数の割合 評価方法 : 愛知県及び各市町村の実績値により評価 結 果 : 従前値:2.9% (20 年度) ⇒目標値:2.7% (22 年度) ⇒実績値:2.8% (22 年度)</p> <p>結果の分析 : 耐用年数を超過した住宅については、公営住宅等整備事業において取壊しを進めるものとしているが、入居者の移転等が進まず計画期間内に耐用年数を超過するに至った住宅もあり、22 年度の実績値は目標値に届かず 2.8% となった。</p> <p>指標 4 : 「公営住宅等のバリアフリー化住宅の割合」 定 義 : 愛知県内の公営住宅等の管理戸数に対する建設、改善による住戸のバリアフリー化戸数の割合 評価方法 : 愛知県及び各市町村の実績値により評価 結 果 : 従前値:20.7% (20 年度) ⇒目標値:23.5% (22 年度) ⇒実績値:23.5% (22 年度)</p> <p>結果の分析 : 公営住宅等のバリアフリー化については、公営住宅等ストック総合改善事業において実施している。また、改良住宅のバリアフリー化については住宅地区改良事業等の中の改良住宅等改善事業において実施している。 住戸の改善事業は、住民への説明及び同意の得られた住宅について順次行っているが、当初の予定どおり順調に事業が進められたことから、22 年度における目標値を達成することができた。</p> <p>指標 5 : 「住生活基本計画を策定した市町村数」 定 義 : (期間的に有効な) 住宅マスタープランのある市町村の数 評価方法 : 各市町村の実績値により評価 結 果 : 従前値:24 市町村 (19 年度) ⇒目標値:32 市町村 (22 年度) ⇒実績値:27 市町村 (22 年度)</p> <p>結果の分析 : 市町村住宅マスタープランについては、計画期間内に 8 市町で策定したが、市町村合併により、合併後の全域を対象とした計画とならなくなった市町村があること等から、22 年度の目標値には到達できなかった。</p>
⑧結果の公表方法	愛知県及び上記「1. ③計画作成主体」に記載された市町のインターネットにて公表を行うとともに、窓口にて閲覧可。
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性を有する住宅の割合については、本計画においてはおおむね目標を達成することができた。今後もより一層その割合を高めることができるように、引き続き耐震改修及び除却、建替への取組を進めていく。 ・ 最低居住面積水準未済世帯の割合については、本計画においては目標を達成することができなかった。今後は公営住宅において引き続き建替を進めるとともに、民間住宅においても最低居住面積水準未済世帯の解消につながる取組について検討していく必要がある。 ・ 老朽化公営住宅の割合についても本計画においては目標を達成することができなかった。今後は耐用年数を超過した公営住宅について、入居者の移転に伴いすみやかに除却できるように準備をしていくとともに、入居者の移転を円滑に進められるよう計画的に建替を行っていく必要がある。 ・ 公営住宅等のバリアフリー化住宅の割合については、本計画における目標を達成することができた。今後も引き続き、建設、改善によるバリアフリー化を進めていく。 ・ 住生活基本計画を策定した市町村数については、本計画においては目標を達成することができなかった。今後は、合併した市町村について全域を対象とした計画への見直しを進めるとともに、未策定の市町村についても引き続き策定に向けた取組を進める。
⑩その他	(特記すべき事項があれば記載)

※この事後評価は別添の社会資本総合整備計画（地域住宅計画）について行ったものである。